



精九郎壇

精九郎壇と山毛櫨^ナ

町指定天然記念物

昭和五十年八月一日指定

精九郎壇とブナは滝根町と川内村（双葉郡）との境界に位置する金山地区にある。壇（塚）は高さ一畝、直径八畝前後の円形で無数の小石が積まれており一種の境塚である。その昔川内村と神俣村との境界争いの時に、川内村の精九郎が正直に境を言いもらした、そのため川内村が争論に負け、精九郎は首だけ出して生き埋めにされたという。精九郎が生きている間は両村から食物を運んだという。その時精九郎は「川内村と神俣村の両村が見える処にうめられて満足だ、死んだら大きい石碑をたのむ」と言ったそうだが、不便な山頂のため石碑は立てるまでには至っていない。そこで、両村の人々は彼の霊をなぐさめるため、行く人来る人はせめてもと小石を供えたのだという伝説がある。

この壇のあるブナは推定樹齢三百年で、胸高周囲三・五畝、樹高十・二畝、全体の枝張り十九・三畝の古木である。樹勢は西からの強い風に耐えるように、枝全体がかしんでいる。

所在地 滝根町大字神俣字大滝根地内

所有者 滝根町